

令和8年度 3年次編入学用履修のてびき

食物栄養科学部 食物栄養学科

I 卒業要件について

- 編入学後の修業年限は2年である。2年間で所定の単位を修得できない場合は、年限を延長することができる。ただし、編入学後の在学年数は、休学期間を除いて4年を超えることはできない。
- 卒業までに修得すべき最低単位数

本学では授業科目を共通教育科目、基礎教育科目及び専門教育科目の3つに区分している。この3区分を通して124単位以上を修得しなければならない。ただし、124単位のうちには、次の単位を含めて修得しなければならない。

- 共通教育科目の中から「データリテラシー・AIの基礎」(2単位・必修)を含めて6単位以上(編入学時認定単位数を含む)
- 基礎教育科目の「疫学」(1単位・必修)
- 専門教育科目の中から90単位以上(編入学時認定単位数を含む)
- 外国語科目に関する卒業要件(編入学時認定単位数を含む)

卒業単位数	科目区分	科目名	単位数	備考
8単位以上	共通教育科目	言語・情報科目群(言語リテラシー科目)	科目による	選択
	基礎教育科目	栄養学英語Ⅰ	2	選択
		栄養学英語Ⅱ	2	選択
		TOEIC PreparationⅠ	1	選択
		TOEIC PreparationⅡ	1	選択
	専門教育科目	卒業英語演習Ⅰ	1	必修
		卒業英語演習Ⅱ	1	必修
		国際栄養学演習	4	選択

(注) 1. 教職課程科目(教育の基礎的理解に関する科目等・教職基礎科目の「日本国憲法」)の単位を修得した場合、合計で上限20単位まで卒業に必要な単位数に含める。(ただし、編入学時に資格課程科目の卒業要件算入単位数として認められている単位数を含めて20単位とする。)

II 履修要項について

- 令和8年度に3年次編入した学生に対して適用されるカリキュラムは令和6年度入学生に適用される履修要項を基本とする。ただし、基礎教育科目については選択科目とするが、3年前期開講の「疫学」は必修とする。
- 令和6年度入学生に対して1・2年次に開講された科目については、すべて履修可能であり、成績評価において合格すれば単位として認定される。特に、1・2年次に開講の管理栄養士国家試験受験資格にのみ必要な科目(管栄)については、受験資格取得のために単位取得する必要がある。ただし、編入学時に個別に読み替えて単位認定されている科目及び「初期演習Ⅰ」「初期演習Ⅱ(食物栄養学入門)」は履修できない。必要に応じて、バランスよく履修すること。
- 栄養士学外実習(臨地実習)の履修について

編入学後には4年次に「臨地実習Ⅱ」と「臨地実習Ⅲ」を履修する必要がある。「臨地実習Ⅰ」は、短大で修得済みの「臨地実習」から読み替えを行い、修得単位とする。ただし、大学の「臨地実習Ⅰ」の履修条件科目のうち短大で単位が修得できていない科目については、3年次で履修しなければならない。令和6年度履修便覧の「栄養士学外実習(臨地実習)履修条件」を必ず確認しておくこと。

なお、履修については、担任もしくは教務委員まで相談すること。

- 編入学生(栄養士資格取得済)が、2年間で取得可能な資格は以下の通りである。また、「食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格」については、取得することはできない。

管理栄養士国家試験受験資格

栄養教諭一種免許(2年間で取得には、栄養教諭二種免許を取得していることが前提となる。)

- 入学前既修得単位として単位認定された科目のうち、教員免許状申請に使用できる科目については、評価及び成績通知書に「教認」と表示される。